

3 竜王町自治会館整備事業補助金

■事業の内容

コミュニティ活動に利用する自治会館の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象事業・補助金の額

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助事業下限額
自治会館の建築（新築工事）、購入または改修 対象外経費 ・外構工事費、既存建物除去費および備品の整備に要する費用 ・用地取得費	補助対象経費の 1／3 以内	500万円	なし

■補助金申請等受付時期

事前協議：事業実施前年度の町長が定める日まで

必要書類・・①竜王町自治会館整備事業計画協議書

②自治会館整備事業計画協議明細書

③立面図、平面図、見積書、写真（整備予定地、購入物件、改修予定物件等）

申請受付時期：事業実施年度の4月1日から4月30日まで（事前協議後の申請のみ）

必要書類・・①竜王町自治会館整備事業補助金交付申請書

②自治会館整備事業計画書

③収支予算書、立面図、平面図、見積書、写真

■注意事項

- ・予算の範囲内で交付とし、自治会からの申請が多い場合は、交付ができない場合があります。
- ・一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業とは併用できません。
- ・事業は、交付決定を受けた年度中に完了してください。
- ・補助を受けることができるのは、各自治会1回限りとします。

■担当課（問い合わせ先）

未来創造課 電話番号 0748-58-3701 FAX番号 0748-58-1388

メールアドレス info@town.ryuoh.shiga.jp

